

訂正

令和4年10月31日

10月31日10時に発表した当該お知らせについて、第6報とお知らせしましたが、第7報の誤りでしたので、下記のとおり修正します。内容についての修正はありません。

課名	畜産課	農政企画課
担当	森分	成田
内線	6535	6523
直通	086-226-7372	

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置状況 (第7報、10月31日9時現在) _____が変更点

倉敷市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置については、次のとおりです。

記

1 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分(10月28日7時開始)

日時	飼養羽数	殺処分羽数	進捗率
10月31日9時現在	170,000羽	155,230羽	91.3%

(2) 焼却の状況

10月31日午前から倉敷市内等の焼却場にて焼却開始予定

2 周辺農場の監視

(1) 移動制限区域(半径3km以内) 2農場

- ・立入検査で異状のないことを確認し、その後毎日電話で異状のないことを確認
- ・抗体検査等の検査で陰性を確認

(2) 搬出制限区域(半径3km~10km) 6農場

すべての農場で異状のないことを毎日電話で確認

(3) 消毒ポイント

4箇所稼働中(別紙参照)

3 防疫作業従事者数等

- ・県、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、矢掛町、農政局 延べ 1,280人
 - ・自衛隊 延べ 950人
- ※場内作業・消毒ポイント等協力団体 建設業協会、トラック協会、JA等

4 鶏卵の出荷再開

制限区域内(発生農場から10km以内)にある農場の鶏卵について、国が定めた防疫方針に基づく国との協議の上、特例として、制限区域外への搬出を認め、29日から出荷されています。

この特例措置は、過去の事例でも講じられています。

※特例措置とは、移動制限区域内の農場の家さんについて、臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した場合、国と協議の上、制限区域内の鶏卵等をGPセンター等へ移動させることができる措置です。

5 報道機関へのお願い等

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。殺処分等の様子については、当方からその写真や動画を随時提供します。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域における消毒ポイント

(発生農場から半径約10km範囲内)

区分	設置時刻	場 所	家保名・消毒NO	名称	所在地	設置方式
緊急設置	10月28日 午前7時	消毒ポイントNo.1	井・消毒095	A まきび公園第2駐車場	倉敷市真備町箭田3652-1	引き込み式
緊急設置	10月28日 午前7時	消毒ポイントNo.2	井・消毒040	A 三谷コミュニティーセンター前(消防器庫)駐車場	矢掛町横谷1890	引き込み式
緊急設置	10月28日 午前7時	消毒ポイントNo.3	井・消毒056	A 総社市スポーツセンター	総社市三輪1300	引き込み式
緊急設置	10月28日 午前7時	消毒ポイントNo.4	井・消毒096	A 矢掛町B&G海洋センター	矢掛町西川面1307-3	引き込み式

地図

